

プレスティア オンライン取引規約 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
<p>第1条 サービス</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第1条の2反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>本サービスは、第10条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行は本サービスの提供をお断りするとともに、当該利用者へのサービス提供を制限もしくは停止できるものとします。</p> <p>第6条 投資信託の購入と売却の申込みの受付および取消し</p> <p>1. 投資信託の購入と売却の申込みについては、<u>通信端末等</u>により利用者が入力した注文内容を当行が受信した時点をもって受付けたものとします。営業日の午後3時までに受付けた購入と売却の申込みについては当日、それ以降に受付けたものについては翌営業日の受注とします。利用者は、投資信託の購入資金をプレスティア マルチマネー口座普通預金、円普通預金または当行が認めるその他の預金からの振替により払い込むものとし、当行は、投資信託の売却資金を円普通預金・プレスティア マルチマネー口座普通預金に入金するものとします。</p> <p>2～8(略)</p> <p>第10条 本サービスの利用停止</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 次の各号の一にでも該当し、利用者へのサービス提供を継続することが不適切である場合には、当行は本サービスを停止し、または利用者に通知することにより本</p>	<p>第1条 サービス</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第1条の2反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>本サービスの利用申込に際し、第10条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行は本サービスのお申込みをお断りすることがあります。</p> <p>第6条 投資信託の購入と売却の申込みの受付および取消し</p> <p>1. 投資信託の購入と売却の申込みについては、<u>端末等</u>により利用者が入力した注文内容を当行が受信した時点をもって受付けたものとします。営業日の<u>当行が定めた時間</u>までに受付けた購入と売却の申込みについては当日、それ以降に受付けたものについては翌営業日の受注とします。利用者は、投資信託の購入資金をプレスティア マルチマネー口座普通預金、円普通預金または当行が認めるその他の預金からの振替により払い込むものとし、当行は、投資信託の売却資金を円普通預金・プレスティア マルチマネー口座普通預金に入金するものとします。</p> <p>2～8(略)</p> <p>第10条 本サービスの利用停止等</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 次の各号の一にでも該当し、利用者へのサービス提供を継続することが不適切である場合には、当行は本サービスを停止し、または利用者に通知することにより本</p>

現行の文言	新しい文言
<p>サービス契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった連絡先にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それが利用者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、本サービス契約は解約されるものとします。</p> <p>① 利用者が口座開設申込時にした表明・<u>確約</u>に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「<u>暴力団員等</u>」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. <u>暴力団員等</u>が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. <u>暴力団員等</u>が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に<u>暴力団員等</u>を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. <u>暴力団員等</u>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p>	<p>サービス契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった連絡先にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それが利用者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、本サービス契約は解約されるものとします。</p> <p>① 利用者が口座開設申込時にした表明・<u>確約</u>に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 利用者が、暴力団、暴力団員、<u>暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者</u>、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「<u>反社会的勢力</u>」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. <u>反社会的勢力</u>が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. <u>反社会的勢力</u>が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に<u>反社会的勢力</u>を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. <u>反社会的勢力</u>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p>

現行の文言	新しい文言
<p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が<u>暴力団員等</u>と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ 利用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他 A から D に準ずる行為</p> <p>3～5(略)</p> <p>以上、プレスティア オンライン取引規約は、<u>2020年11月24日</u>より適用します</p>	<p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が<u>反社会的勢力</u>と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ 利用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他 A から D に準ずる行為</p> <p>3～5(略)</p> <p>以上、プレスティア オンライン取引規約は、<u>2024年11月5日</u>より適用します</p>

株式会社 SMBC 信託銀行 DSG-BKG0010 2410